

高知県薬物乱用防止啓発事業費補助金交付要綱の改正の概要

1 趣旨

現行の高知県薬物乱用防止啓発事業費補助金交付要綱が、令和3年5月31日で効力を失うことにより改正するもの。

2 概要

- ・当該要綱の効力期間を令和6年5月31日まで3年間延長したこと。

3 施行期日

令和3年 4月1日